

Client Alert

2014年7月号 (Vol.7)

1. はじめに
2. 知的財産法： 知的財産戦略本部が「知的財産推進計画 2014」を策定・公表
3. 競争法／独禁法①： 優越的地位の濫用違反に対する5件目の課徴金納付命令
4. 競争法／独禁法②： 景表法の改正及び不当表示への課徴金制度導入に向けた動き
5. エネルギー・インフラ： 経済産業省、再生可能エネルギー施策の検証開始
6. 労働法： 日本再興戦略改訂「新たな労働時間制度」創設が盛り込まれる
7. 会社法： コーポレートガバナンス・コード導入への動き
8. 一般民事： 「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」及び「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」の改正
9. M&A： 改正会社法の売渡請求に関し、対価の交付見込み確認義務付けへ
10. ファイナンス・ディスクロージャー： 企業内容等開示ガイドラインの改正案公表
11. 税務： 政府税制調査会が「法人税の改革について」を成案
12. 中国・アジア： ベトナムにおける企業法及び投資法の改正草案
13. 新興国（ロシア）： 法人規制及び支店等の認証・登録制度の改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2014年7月号（第7号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法： 知的財産戦略本部が「知的財産推進計画 2014」を策定・公表

知的財産戦略本部は2014年6月20日、日本の知的財産戦略の将来的な指針となる「知的財産推進計画 2014」を策定・公表しました。以下の①～⑤を「知財本部における最重点5本柱」とし、これらを含む12の主要政策課題を取り上げています。これに対応する具体的施策の工程表は、次回会合で決定される見込みです。

- ①職務発明制度の抜本的な見直し・・・発明者帰属となっている現行の職務発明制度を、産業競争力強化のため見直すものであり、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現できるような制度設計が目標とされています。
- ②営業秘密保護の総合的な強化・・・日本企業からの営業秘密・技術情報流出リスク

Client Alert

が深刻化したことを受け、具体的な取組として、刑事罰の非親告罪化や罰金上限の引上げ、営業秘密侵害の差止めや損害賠償の立証負担の軽減、水際措置の導入等について、次期通常国会（2015年）への法案提出も視野に検討を進めることとしています。

- ③中小・ベンチャー企業や大学の海外知財活動支援・・・「人財」、「資金」、「情報及び関係機関の連携」の3つの観点から、特許電子図書館（IPDL）の刷新、「特許法条約」や「商標法に関するシンガポール条約」への加入検討等の各種施策が挙げられています。
- ④コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携・・・海外におけるローカライズやプロモーションの拡充、権利処理の円滑化による二次利用の促進、海外展開に当たってのリスクマネーの供給等、主に海外展開に係る各種施策が挙げられています。
- ⑤アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化・・・国立国会図書館等におけるデジタルアーカイブの充実、映画・ゲーム等のメディア芸術分野のアーカイブ化推進、権利処理に係るデータベース構築や著作権制度見直しといった利活用促進のための環境整備等についての各種施策が挙げられています。

こうした施策は、担当府省において随時検討が行われますので、今後も、各府省の審議会等の動向を注視することが重要です。

<参考資料>

知的財産戦略本部「知的財産推進計画2014」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf>

弁護士 吉羽 真一郎
☎ 03-6266-8506
✉ shinichiro.yoshiba@mhmjapan.com
弁護士 増田 雅史
☎ 03-6266-8742
✉ masafumi.masuda@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法①：優越的地位の濫用違反に対する5件目の課徴金納付命令

2014年6月5日、公正取引委員会は、ディスカウントストアを展開する企業に対し、優越的地位の濫用にあたる行為があったとして、12億7,416万円の課徴金納付命令及び排除措置命令を出しました。本件は、優越的地位の濫用違反に対する課徴金の導入後、5件目の課徴金納付命令となります。

公取委は、違反行為として、納入業者に対して、①新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等のために無償で延べ8,000人以上の従業員を派遣させていたこと、②閉店セールの際に、「協賛金」等の名目で商品の割引額の一部又は全部の金銭を提供させてい

Client Alert

たこと（総額 4,000 万円以上）、③店舗の火災により毀損した商品の損失を補填するために金銭を提供させていたこと（総額 1,100 万円以上）、を認定しています。公取委は、①については事前に条件について合意されていなかったこと、②については事前説明がなく、納入業者に利益となっていないことを、問題視していることが窺われます。③については、公取委のコメントとして、火災による損失負担を業者に押し付けた例はこれまでなく悪質である等と報道されています。

優越的地位の濫用違反に対する課徴金の額は、違反行為の相手方との間の売上額・購入額全体の 1%であり、違反行為自体の規模に比して高額になる可能性があるところ、実際に 3 件目の課徴金納付命令以降は 10 億円以上の課徴金を課される例が続いています。また、公取委では、2009 年から「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置して調査をし、2013 年度には過去最高となる 58 件の注意を行う等、引き続き積極的な対応を行っています。

本件の排除措置命令書の理由では、違反行為の相手方となる納入業者がいずれも代替的な取引先を確保することが困難であった旨が記載されています。このような優越的地位にあると見られる取引先との取引については留意が必要です。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhmjapan.com

4. 競争法／独禁法②：景表法の改正及び不当表示への課徴金制度導入に向けた動き

2014 年 6 月 6 日、景表法及び消費者安全法の改正法が成立し、同月 13 日に公布されました。本改正は、食品の偽装表示等の不正事案が相次いだことや、高齢者等の消費者被害が深刻化していることを受け、地方をはじめとする消費者行政の体制強化と、事業者のコンプライアンスの確立を目的として行われたものです。特に、事業者のコンプライアンス確立については、事業者に対し、表示等の適正な管理のために必要な体制の整備等が義務づけられており、注意が必要です。具体的内容については今後指針が定められることとされています。

また、同月 10 日、消費者委員会は、景表法上の不当表示に対する課徴金制度の導入を内容とする答申を取りまとめました。本答申では、課徴金の対象とすべき行為として、優良誤認・有利誤認の各不当表示に加え、合理的な根拠資料なく効果・性能をうたう「不実証広告」も含めるべきとされています。課徴金額の算定については、廃案となった 2008 年の景表法改正法案では違反商品の売上額の 3%とされていましたが、本答申では具体的な率等については言及されていません。また、本答申は、違反事業者が被害者への返金等を行った場合に課徴金を減額する等、消費者の被害回復を促進する仕組みを導

Client Alert

入すべきだとして、不当表示の抑止のみならず消費者の被害回復にも資することを意図しています。本答申を受けて、消費者庁は早ければ改正案を秋の臨時国会に提出すると見られています。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhmjapan.com

5. エネルギー・インフラ：経済産業省、再生可能エネルギー施策の検証開始

再エネ法附則 10 条及び本年 4 月の第 4 次エネルギー基本計画の策定を受け、経済産業省は、2014 年 6 月 17 日、総合資源エネルギー調査会・新エネルギー小委員会の第 1 回会議を開催し、再生可能エネルギー施策の総点検と必要な追加施策の検証を開始しました。

「再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組合せを構築することを軸として」検討を行うこととするエネルギー基本計画を受け、第 1 回会議では、①風力や太陽光など電源毎の導入拡大の在り方、②導入に必要な施策と追加コストの分析、③固定価格買取制度の在り方が、検討項目例として示されました。また、具体的検討項目としては、地域間連系線の増強、地域内送電網増強対策等の導入促進策が挙げられている一方、買取価格の設定や接続ルールのあり方、技術開発等による各電源のコストダウン等の国民負担抑制策も挙げられています。

一連の検討作業を通じ、買取電力量に上限を設ける総量規制や、太陽光発電に関して、調達価格を大幅に引き下げたり、価格の改定を年 1 回から複数回にしたりすることも検討されるとの報道もなされており、再生可能エネルギー施策の今後を左右する同小委員会での議論の動向には、今後も注意する必要があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com
弁護士 岡谷 茂樹
☎ 03-5220-1862
✉ shigeki.okatani@mhmjapan.com

6. 労働法：日本再興戦略改訂「新たな労働時間制度」創設が盛り込まれる

政府は 2014 年 6 月 24 日、「日本再興戦略」の改訂を閣議決定しました。

このなかで、雇用・労働分野に関しては「柔軟で多様な働き方の実現」がひとつの施策として掲げられており、具体的な施策として新たな労働時間制度の創設が盛り込まれています。

Client Alert

この新たな労働時間制度は「時間ではなく成果で評価される働き方への改革」をコンセプトとするものですが、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件(例えば少なくとも年収 1,000 万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと言金とのリンクを切り離れた制度が検討されています。

今後、労働政策審議会でさらに検討され結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずるとされています。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

7. 会社法：コーポレートガバナンス・コード導入への動き

改正会社法案は、2014 年 6 月 20 日に成立し、27 日に公布されましたが(平成 26 年法律第 90 号)、改正会社法においては、一定の要件を満たす会社が社外取締役を置いていない場合には定時株主総会において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないとする Comply or Explain (遵守せよ、さもなければ説明せよ)ルールを導入しています。さらに、これに先立つ 2014 年 5 月 23 日に与党自由民主党が公表した「日本再生ビジョン」においては、同じく Comply or Explain ルールを内容とするコーポレートガバナンス・コードの導入が提言されており、2014 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」にも盛り込まれています。

このコーポレートガバナンス・コードにおいては具体的には、上場会社に対して、ベストプラクティスとして取締役である独立役員を少なくとも 2 名以上確保することを義務付けるとともに、当該義務を果たせない場合には定時株主総会において取締役である独立役員を少なくとも 2 名以上置くことが相当でない理由を説明しなければならないとすること等が検討されています。

導入に至る手続きとしては、有識者会議が東京証券取引所と金融庁のサポートを受け、コーポレートガバナンス・コードの基本的考え方をまとめ、それを受けた東京証券取引所が 2015 年の株主総会シーズンに間に合うよう具体的なコーポレートガバナンス・コードを制定し、東証上場規則に明記することが予定されています。

上場会社としては、今後は、改正会社法に加えて、コーポレートガバナンス・コードの動向にも注意していく必要があります。

弁護士 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com

弁護士 河島 勇太
☎ 03-6266-8734
✉ yuta.kawashima@mhmjapan.com

Client Alert

8. 一般民事：「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」及び「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」の改正

経済産業省は、2014年6月4日、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成21・09・08商第4号）について、法令等遵守に係る体制整備の審査基準として、「反社会的勢力による被害を防止するための社内規則等を定め、当該社内規則等に基づき業務を実施する体制となっていること」を追加する改正規定を公表しました。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/1404tourokushinsakijun.htm>

また、これに伴い、同日、割賦販売法（後払分野）に基づく監督指針の基本方針の改正も公表され、この中で、従来は「実施されることが望ましいと考えられる事項」とされていた、「反社会的勢力による被害の防止」について、義務的事項とされる等の改正が行われています。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/1404kappuhanbaihoukantokukihonhoushin.htm>

関連のある事業者は、今後もこれらの内容に留意する必要があります。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
弁護士 大室 幸子
☎ 03-6212-8350
✉ sachiko.omuro@mhmjapan.com

9. M&A：改正会社法の売渡請求に関し、対価の交付見込み確認義務付けへ

2014年6月20日に改正会社法案が成立いたしました。同年6月19日の参議院本会議における改正会社法案の審議の中で、谷垣法務大臣は、改正会社法において新設されるスクイズ・アウト手段である売渡請求に関し、会社法施行令において、その事前開示書類の記載事項として、特別支配株主から売渡株主に対する対価の交付の見込みを定める方向で検討している旨を明らかにしました。

谷垣法務大臣の答弁によれば、①売渡請求が行使された場合の対象会社の取締役、特別支配株主の資金確保の手段について預金残高証明書や融資証明書等で確認するとともに、特別支配株主の負債についても貸借対照表等による確認を行い、売渡請求に関する対価の交付が合理的に見込まれるかどうかを確認することを義務付け、また、②事前開示書類においても、これらの事項を記載させるとともに、これらの記載内容に虚偽がある場合には、法令違反として、売渡請求の差止めの対象とすることが想定されているとのことです。

Client Alert

売渡請求制度は、改正会社法において新しく導入される制度であり、会社法施行令・施行規則の内容を含め、議論の動向には引き続き注意する必要があります。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 佐川 雄規
☎ 03-6266-8759
✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー： 企業内容等開示ガイドラインの改正案公表

金融庁は、2014年6月30日付で、企業内容等開示ガイドラインの改正案（「本改正案」）を公表し、2014年7月30日までパブリックコメントを募集しています。

本改正案は、①届出前勧誘に該当しない行為の明確化と、②「特に周知性の高い企業」による届出の効力発生までの待機期間の撤廃を主な内容としています。

具体的には、発行者により通常の業務の過程において行われる定期的な企業情報の発信や、募集や売出しに際し行われるブックビルディング調査のうち一定の要件を満たすもの等が取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為であることや（上記①）、特に周知性の高い企業（一定の要件を満たす上場企業等）が提出する有価証券届出書の効力を、届出後直ちに生じさせられること（上記②）が明確化されています。

本レター第3号でお伝えしたとおり、2014年2月に金融庁の金融審議会金融分科会が上記①及び②を内容とする報告案を公表しており、本改正案は、当該報告案を踏まえた内容となっています。

上記①について、金商法における「勧誘」の概念が曖昧であるため、企業がファイナンス前に行うことのできる開示・情報発信の範囲は実務上問題となっていました。本改正案により一定の明確化が図られることとなります。一方で、本改正案に文言上含まれない開示等が広範に「勧誘」に含まれると解釈され、結果として企業がファイナンス前に行う合理的な開示が過度に萎縮しないよう、実務の運用に留意する必要があります。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

11. 税務：政府税制調査会が「法人税の改革について」を成案

前号において、法人税改革の議論が活発に行われている状況をお伝えしましたが、政府税制調査会は、2014年6月27日、法人税改革の方向性をまとめた「法人税の改革に

Client Alert

ついて」を成案させました。同案は、課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税の負担を「広く薄く」求め、利益を上げている企業の再投資余力を増大させること等を主な目的として、例えば以下のような改革事項を示しています。

① 租税特別措置法の見直し

期限の定めのある政策税制は、原則として期限到来時に廃止する。期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う。利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う。

② 欠損金の繰越控除制度の見直し

企業はある年に発生した欠損金を9年間繰り越すことができ、また、各年度において控除できる欠損金額は所得の8割までに制限されているが、欠損金の繰越控除制度は、より長期間での税負担の平準化を図ることが望ましい。そこで、繰越控除期間を延長し、あわせて控除上限額を引き下げる見直しを行う。

③ 受取配当等の益金不算入制度の見直し

企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合があるが、これらの取扱いを明確に分け、益金不算入制度の対象とすべき配当等の範囲や、益金不算入の割合などについて、諸外国の事例や、会社法における各種の決議要件、少数株主権などを参考にしつつ、見直しを行う。

④ 減価償却制度の見直し

減価償却の方法については、定率法を廃止し、定額法に一本化すべきである。その際、デフレ脱却に向けた「集中投資促進期間」において様々な政策対応が採られていることとの整合性を踏まえて検討する。

なお、上記「法人税の改革について」は、内閣府ホームページに掲載されております。

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/26zen10kai.html>

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 中嶋 将良
☎ 03-6266-8788
✉ masayoshi.nakajima@mhmjapan.com

Client Alert

12. 中国・アジア：ベトナムにおける企業法及び投資法の改正草案

2014年5月20日から同年6月24日に開催された第7回国会において、ベトナム投資の際に最も基本的な法令である企業法及び投資法の改正草案についての審議が行われました。これらの草案は2014年の11月と12月に開催される第8回国会で可決される見込みです。

以下では、企業法及び投資法の改正草案の重要なポイントについて簡単にご説明します。

1 投資法の改正草案のポイントについて

- ① 一定の条件付分野を除き、原則として、投資許可証（Investment Certificate）の取得が不要になります。したがって、一定の条件付分野に該当しない限りは、既存のベトナム企業の持分を取得したとしても、当該企業の営業許可証（Business Registration Certificate）の変更手続きを行うだけでいいこととなります。
- ② 現行法では不明確であった外国投資家（Foreign investor）の定義が明確になりました。これによって、51%以上の外資が入っているベトナム企業は「外国投資家」としてみなされることが明確になりました。したがって、当該企業がベトナム国内で投資を行う場合には外資規制に服することになります。

2 企業法の改正草案のポイントについて

- ① 有限責任会社の社員総会の定足数が75%から65%に、株式会社の株主総会の定足数が65%から51%に引き下げられました。
- ② 有限責任会社の社員総会及び株式会社の株主総会の特別決議の議決要件が75%から65%に、普通決議が65%から51%に引き下げられました。この点、ベトナムがWTOに加盟した際の加盟議定書を承認した国会決議書において議決要件を51%とすることが可能と規定されており、（当該規定の射程範囲については議論があるものの）実務上、多くの2名以上有限責任会社の定款において、議決要件を51%とする旨の規定が置かれていました。今回の改正点はこれらの実務の流れに沿ったものといえます。

以上のように、比較重要な改正が行われる予定ですので、上記以外の改正点も含め、今後も改正草案の動向に注視する必要があるものと思われます。

弁護士 江口 拓哉
☎ 03-5223-7745
✉ takuya.eguchi@mhmjapan.com
弁護士 山口 健次郎
(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamauchi@mhmjapan.com

Client Alert

13. 新興国（ロシア）：法人規制及び支店等の認証・登録制度の改正

ロシアにおいては、Civil Code（日本の民法及び会社法等に相当する法律）の改正が順次進められておりますが、2014年9月1日、同法の法人規制に関する改正法が施行される予定です。当該改正法のもとでは、法人の形態に係る規定が変更されます。すなわち、改正法施行後は、法人は新たに、発起人が固有の持分を保有するか否かによって「会社法人」又は「一元的（unitary）法人」（例えば、国営企業・基金・宗教法人がこれに該当します。）に区分されることとなりました。会社法人はさらに営利・非営利の別により分けられた上で、営利会社法人は公開会社及び非公開会社に区別されることとなります。公開会社は、現行法上の「公開型株式会社（OAO）」（株主の人数制限や株式の譲渡制限等の制限がない会社）のうち、その株式が証券法上定められた条件で公開され取引されているものを指す概念であり、非公開会社は、現行法上の「有限責任会社（OOO）」（株式会社より簡易な形態の会社）及び上記条件を満たさない有限責任会社を指す概念となります。なお、現行法上は、株主の人数制限や株式の譲渡制限等の制限が付された株式会社である「閉鎖型株式会社（ZAO）」、及び出資者がその出資額に比例して、出資額を超える会社の債務についても追加的に責任を負担する「追加責任会社（ODO）」という類型が認められていますが、これらは廃止されることとなりました。改正法のもとでは、法人は、かかる区分ごとにガバナンス等に関する規制の適用を受けることとなります。

さらに、2015年1月1日から施行予定の改正連邦法により、ロシアにおける外国企業の支店及び駐在員事務所の認証・登録に関する制度が改正される見込みです。具体的には、これまで法律上規定がおかれていなかった駐在員事務所の認証・登録についても明文規定が設けられるほか、現在は支店と駐在員事務所でそれぞれ認証・登録機関が分かれています。施行日をもってこれらを統合し、支店・駐在員事務所を統一的に登録できる機関が発足し、法人の登録業務と整合性の取れた業務運用が図られることとなります。なお、現在既にロシアに存在する外国企業の支店及び駐在員事務所については、法定の期限までに所定の手続きを行わない限り、登録の有効期限が到来していない場合であっても2015年4月1日をもって登録が無効とされる予定ですので、期限内に所定の手続きを完了できるよう留意する必要があります。

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736
✉ shigehiko.ishimoto@mhmiapan.com

弁護士 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhmiapan.com

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhmiapan.com

弁護士 畑江 智
☎ 03-6266-8984
✉ sato.hatae@mhmiapan.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『CRIC 著作権シンポジウム2014 「ネット×著作権」－日本の文化発信のための最適ルールとは－』
開催日時 2014年7月9日(水) 14:00～16:00
講師 池村 聡、増田 雅史
主催 公益社団法人著作権情報センター (CRIC)

- セミナー 『労務「べからず」対応の見直し～紛争を防ぐために知っておくべきこと～』
開催日時 2014年7月15日(火) 9:30～12:30
講師 荒井 太一
主催 経営調査研究会

- セミナー 『中国会社法改正！重要ポイントと日系企業への影響』
開催日時 2014年7月17日(木) 13:30～16:30
講師 湯浅 紀佳
主催 FNコミュニケーションズ

- セミナー 『著作権ビジネス講座「法改正から考える著作権制度の今、そして未来」』
開催日時 2014年7月18日(金) 13:40～15:30 ※池村の登壇予定時間です
講師 池村 聡
主催 公益財団法人著作権情報センター

- セミナー 『新興国ビジネスにおける外国公務員贈賄問題への実践的対策』
開催日時 2014年7月23日(水) 14:30～17:30
講師 池田 毅
主催 経営調査研究会

- セミナー 『有斐閣セミナー「実務に効く 判例精選」シリーズ創刊記念 必聴！会社実務における判例の読み方と会社法改正の影響』
開催日時 2014年7月24日(木) 17:30～20:10
講師 野村 修也
主催 株式会社有斐閣

Client Alert

- セミナー 『中央大学学術講演会「社外取締役はなぜ必要なのか」』
開催日時 2014年7月29日(火) 13:30~15:00
講師 野村 修也
主催 学校法人中央大学

- セミナー 『アジア労働法カレッジインド編ー“アジア新興国事業展開の基礎となる現地労働法と労働問題を学ぶ”』
開催日時 開催日時 2014年8月5日(火) 14:00~17:00
講師 小山 洋平
主催 一般社団法人経団連事業サービス

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『インターネットビジネスの著作権とルール(エンタテインメントと著作権ー初歩から実践まで5)』
出版社 著作権情報センター
著者 池村 聡、増田 雅史

- 論文 「中国の会社法改正ー外商投資企業への影響を含む実務上の問題点ー」
掲載誌 旬刊商事法務 No. 2033 2014年5月25日号
著者 湯浅 紀佳

- 論文 「証券発行における弁護士の役割ー法律意見書とデュー・ディリジェンスの抗弁の検討を中心にー」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2035 2014年6月15日号
著者 佐藤 岳仙

- 論文 「ノルウェー輸出金融公社サムライ債東京地裁判決の検討」
掲載誌 金融法務事情 1996号
著者 中村 聡、関戸 麦、大野 志保

- 論文 「「経営者保証ガイドライン」を踏まえた実務運営を行うに当たっての留意点」
掲載誌 銀行実務 Vol. 44 No. 6
著者 足立 格

- 論文 「Q&A 相談室: 貸金業規制の改正」
掲載誌 企業会計 Vol.66 No.7
著者 江平 享

Client Alert

- 論文 「Japan's ruling on no business cessation」
掲載誌 IFLR June 2014
著者 中村 聡、関戸 麦

- 論文 「Recent developments in public-private partnerships (PPP) in Japan」
掲載誌 IFLR1000 Petroleum Economist: Energy And Infrastructure Guide
2014 - Asia-Pacific
著者 佐藤 正謙、岡谷 茂樹

- 論文 「O 社（損害賠償請求）事件（神戸地裁 平 25.3.13 判決）」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 宇賀神 崇

- 論文 「キュリオステーション（雇用契約）事件（東京地裁 平 25.7.17 判決）」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 金村 公樹

- コラム 「いわゆる標準規格必須宣言特許権について、FRAND 宣言の効力及び FRAND 条件でのライセンス相当額が判断された裁判例～知財高裁大合議部平成 26 年 5 月 16 日判決～」
掲載誌 ウエストロー・ジャパン 第 28 号
著者 小野寺 良文

NEWS

<http://www.mhmljapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- Financial Times 誌による、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 ranking list of Asia Headquartered Law Firms にて 4 位に選ばれました
Financial Times 誌は、2014 年 6 月 12 日に、同誌では初となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 ranking list of Asia Headquartered Law Firms で日本の法律事務所では最高位の 4 位に選ばれました。また、コーポレート、不動産、ファイナンスの各分野での当事務所の業務、及び ASEAN 地域でより効果的にクライアントの依頼に対して応える当事務所の戦略について表彰を受けました。
なお、Asia-Pacific でのランキングは今回が初めてだったものの、FT Innovative Lawyers Report 自体はヨーロッパでは 9 年目を迎える有力なランキングであり、広く権威がある評価の高いランキングであると認識されております。

Client Alert

- ALB Japan Law Awards 2014 にて受賞しました
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2014 において、当事務所は Japan Deal of the Year と Japan Law Firm of the Year を含む、下記の 10 のカテゴリーで受賞しました。
 - **Japanese Deal Firm of the Year**
 - **Japan Law Firm of the Year**
 - **Litigation Specialist Law Firm of the Year**
 - **Japan Deal of the Year** : Global Initial Public Offering of Shares of Suntory
 - **Debt Market Deal of the Year** : Softbank's Investment in Sprint and Related Financing
 - **Equity Deal of the Year** : Global Initial Public Offering of Shares of Suntory
 - **Energy and Resources Deal of the Year** : Merger of Mitsubishi Heavy Industries and Hitachi's thermal power units
 - **M&A Deal of the Year** : Softbank's acquisition of Sprint Nextel
 - **Real Estate Deal of the Year** : Japanese IPO of Nippon Prologis REIT
 - **TMT Deal of the Year** : Softbank's acquisition of Sprint

- 「Tax Directors Handbook 2014」において、当事務所は上位グループにランキングされ、大石 篤史 弁護士及び小島 義博 弁護士がとりあげられました。

- IFLR1000 の Energy and Infrastructure guide 2014 にて、当事務所は高い評価 (Tier 1) を得ました。また、小林 卓泰 弁護士、武川 丈士 弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。

- ALB IP Rankings 2014 において当事務所は Japan Domestic の Patents 部門および Trademarks/Copyright 部門において高い評価 (Tier 1) を得ました。

- Intellectual Asset Management (IAM) Magazine の IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Practitioners 2014 において、当事務所は transactions 及び litigation で上位グループにランキングされ、個人では 三好 豊 弁護士が高い評価を得ました。

- 当事務所の弁護士が関与した、「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書 (2013 年度版)」が法務省のウェブサイトに掲載されました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com